

## 住宅のバリアフリー改修による固定資産税の減額措置

高齢者、障がい者などの居住の安全性及び容易性向上の目的で、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、市に申告すると翌年度の建物部分に係る固定資産税の3分の1が減額されます。

### 減額要件

#### 【対象家屋】

- (1) 新築された日から10年以上経過した住宅（賃貸住宅を除く）
- (2) 当該家屋に65歳以上の方（工事が完了した翌年の1月1日時点）、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている方、または障がいのある方が居住していること
- (3) 令和13年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事が完了していること

※併用住宅の場合、床面積の2分の1以上が居住用であること

#### 【対象工事】

- (1) 廊下の拡幅
- (2) 階段の勾配の緩和
- (3) 浴室の改良
- (4) 便所の改良
- (5) 手摺の取り付け
- (6) 床の段差の解消
- (7) 引き戸への取替え
- (8) 床表面の滑り止め化

以上のいずれかの改修工事に該当し、当該工事費が50万円（税込）を超える（高齢者・障がい者住宅改造費補助金などの交付や介護保険の給付金を受けている場合は、その金額を改修工事費から控除して自己負担金が算定されます）もの

#### 【対象床面積】

1戸あたり100平方メートル相当分まで

※ただし、改修後の床面積が以下の条件を満たすこと

- ・令和8年3月31日以前に改修が完了した場合  
改修完了後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であること
- ・令和8年4月1日以後に改修が完了した場合  
改修完了後の床面積が40平方メートル以上240平方メートル以下であること

#### 【申告期限】

工事完了後3ヶ月以内

## 減額内容

当該工事を行った部分に係る固定資産税の3分の1を減額

※都市計画税は減額されません。

※同じ年度内において、耐震改修工事、マンションの長寿命化に資する大規模工事による減額措置と併用して減額を受けることはできません。

※バリアフリー改修工事による減額措置は、1戸につき一度しか減額を受けることはできません。

※省エネ改修工事による減額措置は、同一年度内に重複して減額の適用を受けることができます。(省エネ改修に伴い認定長期優良住宅になった場合を除く)

## 減額期間

改修工事が完了した年の翌年度の1年分

## 申告方法

以下の必要書類を添えて、改修工事完了後3ヶ月以内に、市役所2階10番窓口の課税課までご提出ください。

- (1) 高齢者等居住改修住宅申請書（第94号様式）
- (2) 改修工事の領収書
- (3) 工事明細書（工事内容を示す書類は、建築士、登録性能評価機関等による証明で、代替可能）
- (4) 改修工事箇所の図面及び写真（改修前・改修後）
- (5) 補助金などの支給及び交付決定通知書の写し
- (6) 居住者要件を満たすことを示す書類（住民票・個人番号カード・運転免許証・その他要件を示すもの）

【65歳以上の方】 住民票の写し等

【要支援及び要介護認定者】 介護保険の被保険者証の写し

【障がいのある方】 身体障がい者手帳等の写し

## 申告先

池田市 総務部 課税課 家屋担当

電話 072(752)1111 内線286・287